住み替えようと思うけど、 今住んでいる家をどうし ようかしら…

使っていない家があるけれど、貸すのと売るのと どちらが良いかな? おじいちゃんが住んでた 家が今どうなっているの か心配だな…



高槻市

空家相談員のご案内

所有している空家の管理や売買… 何とかしたいとは思うけれど、どうすればいいか分からない、 何をしたらいいか分からない。 活用したいけれど、どこに相談したら良いのだろう。 そんな時は空家相談員にご相談ください。



高槻市空家相談員とは…?

市の研修を受けて相談員として登録された、5年以上の実務経験がある市内の宅地建物取引士です。 みなさまの空家の様々なお悩みに、無料でアドバイスいたします。

お問合せ先

高槻市都市創造部住宅課(本館5階) 〒569-8501 高槻市桃園町2番1号

TEL:072-674-7525 FAX:072-674-3125





1 相

相談方法

(1)直接相談員に相談する場合

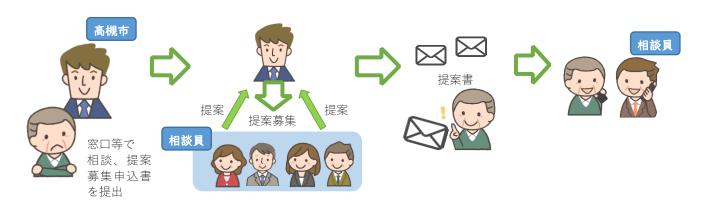
市のホームページや窓口で「高槻市空家相談員登録者名簿」を公開しています。相談したいと思う空家相談員へ、電話等で直接ご相談ください。



(2) 市を通じて相談する場合

どの空家相談員へ相談したら良いか分からない時は、市まで相談の上、「高槻市空家相談員提案募集申込書」をご提出ください。市の職員が相談内容をお伺いし、空家相談員からの提案を募集します。

募集により集まった提案書は、市から相談者へお渡しいたします。提案書の中から相談したいと思う空家相談員へご相談ください。



【提案募集申込書の提出方法】

①郵送 ②窓口 ③FAX ④市ホームページの「お問合せフォーム」(簡易電子申込)



相談される際の注意事項

空家相談員への相談は無料です。ただし、相談の後、相談員に対して空家の取引、管理委託、調査等の具体的な業務を依頼する場合は、料金が発生することがあります。

空家相談員への相談の後、引き続き同じ相談員への相談を希望される場合は、相談者から改めて相談員にご 連絡いただくか、後日相談員から連絡が欲しい旨お伝えください。

一度空家相談員に相談された場合でも、その後の相談や対応を同じ相談員に依頼しなければならないもので はありません。改めて、別の相談員や不動産事業者等に相談することも可能です。